

2022年 6月 19日

第4回（2022年度） 『すみれが丘小学校区防災委員会』



宝塚市すみれが丘小学校区まちづくり協議会

地域ごとのまちづくり計画

宝塚市提出
令和2年（2020年）3月策定

■今後のまちづくりの基本目標

“災害に強くみんなで助け合えるまち”

【まちの将来像】

“防災の仕組みが整い、顔の見える関係も寄与して災害に強い安全・安心のまちとなっている。”

『すみれが丘小学校区防災委員会』設立の経緯

平成7年（1995年）1月に発生した阪神淡路大震災、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災等における「公助」の限界と地域コミュニティを主体とした「自助・共助」の重要性を踏まえ、平成26年（2014年）に災害対策基本法が改正され、地区コミュニティの計画的・体系的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

このような社会情勢の中で、ラ・ビスタ宝塚団地内では、平成25年（2013年）管理組合自主防災組織と団地自治会をメンバーとする「防災協働連絡会」が発足し、その後平成28年（2016年）団地自治会に防災部が発足しました。この「防災協働連絡会」が中心となって、総合防災訓練、三木防災センター見学会等を企画、実施したり、“防災だより”等を発行して啓蒙活動を行っていました。小学校での総合防災訓練に300名を超える参加者がいた時期もありました。

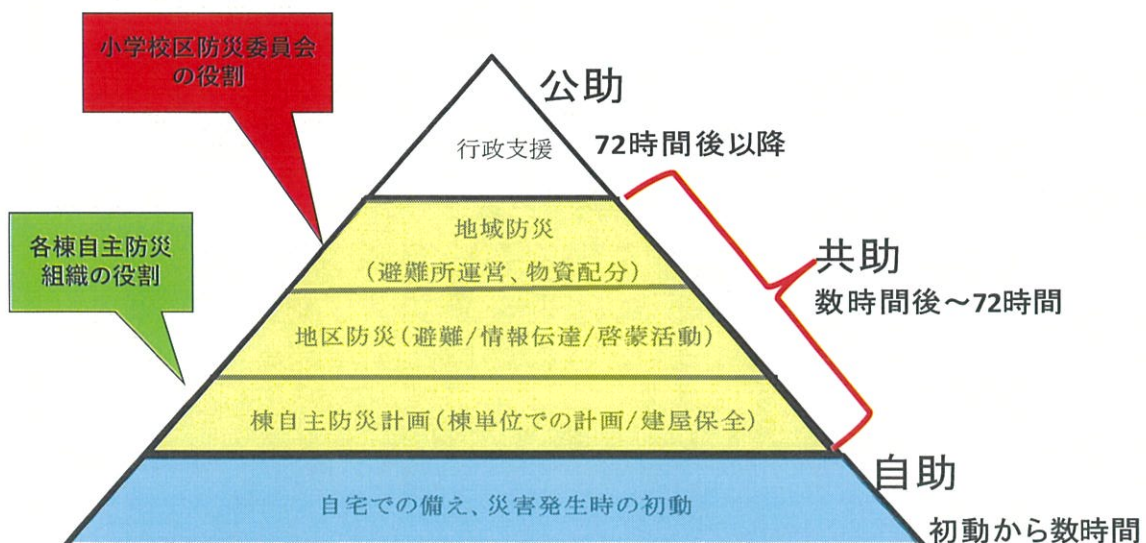
しかし、令和元年（2019年）宝塚市から防災活動はまちづくり協議会（コミュニティすみれ）を中心に行ってくださいと指導があり、それまで管理組合、団地自治会、コミュニティすみれそれぞれの団体が防災活動を行っていましたが、地区内で一つの会議体を設置する必要に迫られました。そのため、令和2年（2020年）11月に初めてすみれが丘小学校区で防災活動を行っている団体が一同に会しました。（主な団体：各棟管理組合、団地自治会、御殿山北自治会、コミュニティすみれ、民生委員）

そして、令和2年度に4回の会合を重ね令和3年度（2021年度）からは、宝塚市すみれが丘小学校区まちづくり協議会の『すみれが丘小学校区防災委員会』として活動することが決定しました。第1回、第2回と議論を交わし、その結果を宝塚市総合防災課と協議し、この度、宝塚市地域防災計画に定められましたのでご報告いたします。とは言っても基本計画が決まった段階なのでこれから決めなければならない課題も多く皆様のご協力をお願いいたします。

『すみれが丘小学校区防災委員会』として活動するメリット

- ①災害時、防災情報の共有化により復旧活動が素早くできる。
 - ・宝塚市との情報交換が素早く、漏れのないようにできる。
 - ・安否確認が素早くできる。
 - ・災害状況の把握がスムーズで復旧作業に素早く着手できる。
- ②発災直後から自主的な防災活動ができる。
 - ・「地区防災計画」が宝塚市の地域防災計画に組み込まれているので、自主的な活動ができる。
 - ・避難所運営が自主的にできる。
 - ・役割分担が明確になり、個々の団体の活動がよりやりやすくなる。
- ③平常時、総合防災訓練等を実効性、具体性に合ったものにできる。
- ④異なった防災活動をしている他団体と協議することでお互いの防災力のレベルアップが図れる。
- ⑤基本計画があることにより、年度ごとに役員が変わっても持続的な活動ができる。

小学校防災委員会及び各棟自主防災組織が担う役割とその連携に関する基本概念図





すみれが丘小学校区地区防災計画の文書階層イメージ

すみれが丘小学校区地区防災計画（宝塚市総合防災課に提出）							
基本計画	1. 基本方針 2. 計画対象地区と計画策定主体（すみれが丘小学校区、すみれが丘小学校区防災委員会） 3. 地区の特性と予想される災害（地震、それに伴う火災、豪雨による土砂災害） 4. 活動内容（宝塚すみれが丘小学校区まちづくり協議会「コミュニティすみれ」が主催となる防災委員会） ・避難行動要支援者（災害時要援護者）等への支援 5. 地区の防災対策 ・防災体制（体制図参照） ・活動体制 ・災害対策本部の役割（地区連絡所はラ・ビスタ宝塚コミュニティセンター、災害対策本部は小学校内） ・避難所（避難所開設・運用手順は「行動目標」で計画する。） ・地区防災マップ（団地内の5つの公園を一時避難場所とする。） ・総合防災訓練（詳細は「行動目標」で計画する。）						
	<table border="1"> <tr> <td>①まちづくり協議会 コミュニティすみれ 「地区防災計画」の取りまとめ</td> <td>②団地自治会 防犯防災部 まちづくり協議会と協力して基本計画の立案、避難所開設・運用、総合防災訓練実施要領の作成</td> <td>③団地自治会 住区委員会 各棟管理組合自主防災組織との連携を図る</td> <td>④個別防災計画 (御殿山北自治会) 北自治会内の防災活動</td> <td>⑤自主防災組織が確立している棟 地区防災計画基本計画とのすり合わせ</td> <td>⑥自主防災組織が確立していない棟 基本計画に沿った自主防災組織の確立</td> <td>⑦民生・児童委員 災害時要援護者支援活動</td> </tr> </table>	①まちづくり協議会 コミュニティすみれ 「地区防災計画」の取りまとめ	②団地自治会 防犯防災部 まちづくり協議会と協力して基本計画の立案、避難所開設・運用、総合防災訓練実施要領の作成	③団地自治会 住区委員会 各棟管理組合自主防災組織との連携を図る	④個別防災計画 (御殿山北自治会) 北自治会内の防災活動	⑤自主防災組織が確立している棟 地区防災計画基本計画とのすり合わせ	⑥自主防災組織が確立していない棟 基本計画に沿った自主防災組織の確立
①まちづくり協議会 コミュニティすみれ 「地区防災計画」の取りまとめ	②団地自治会 防犯防災部 まちづくり協議会と協力して基本計画の立案、避難所開設・運用、総合防災訓練実施要領の作成	③団地自治会 住区委員会 各棟管理組合自主防災組織との連携を図る	④個別防災計画 (御殿山北自治会) 北自治会内の防災活動	⑤自主防災組織が確立している棟 地区防災計画基本計画とのすり合わせ	⑥自主防災組織が確立していない棟 基本計画に沿った自主防災組織の確立	⑦民生・児童委員 災害時要援護者支援活動	
標準様式	<ul style="list-style-type: none"> 機材リスト 各種標準フォーム 連絡先リスト 						
記録	議事録、報告書						

『すみれが丘小学校区防災委員会』進捗状況（要約）

第1回、第2回防災委員会での主な決定事項	役割分担による検討事項	担当箇所
【地区防災計画】の本編に記載	【地区防災計画】の基礎資料	
(1) 災害対策本部は、すみれが丘小学校内に置く。 ・ 震度6弱以上の場合 ・ 宝塚市がすみれが丘小学校を避難所開設した場合	① すみれが丘小学校クラブハウス利用方法 ・ 小学校と詳細を打ち合わせ	コミュニティすみれ
(2) 本部設置までの情報収集のため地区連絡所を管理センター（コミュニティセンター）内に置く。	② 避難所運営の策定 ・ 避難所の構成メンバー等の決定	
(3) 一時避難場所として中央公園、東公園、西公園、南公園、北公園の5箇所を指定する。	③ 総合防災訓練の企画 ・ 開催時期、規模、内容	コミュニティすみれ 団地自治会
(4) 宝塚市その他の自治体との連絡・調整は『すみれが丘小学校区防災委員会』の体制図（地区防災計画に記載）に基づいてまちづくり協議会「コミュニティすみれ」が行う。	④ 救援物資の配布方法 ・ 宝塚市総合防災課の打ち合わせ	御殿山北自治会
(5) 役割分担について、各棟自主防災組織は、各棟敷地内及び建物に関すること、「コミュニティすみれ」及び団地自治会（防犯防災部）は、公共施設（道路、公園、上下水道、電気施設等）に関することを担当する。 （想定される災害参照 資料1） どちらにも該当する場合は、事前に話し合う事。	⑤ 公園の利用方法 ・ 宝塚市公園課と打ち合わせ	
	⑥ 安否確認方法の確立 ・ 各マンションの住居者名簿の内容確認 ・ 災害時要援護者支援制度の活用	管理組合 自主防災組織 民生委員
	⑦ 災害時のトイレ使用マニュアルについて（資料2） ・ 電気、水道が復旧した後、水洗トイレの復旧方法のルール作り	
	⑧ 在宅避難における備蓄品等の整備、 電源確保（資料3） ・ 備蓄品（飲料水、食料等）の種類と量の確認	管理組合 自主防災組織

すみれが丘小学校クラブハウス（災害対策本部）



① 外部から車で接近できる。

② 20名程度が打合せを行える。

③ 炊事場がある。



④ 車いす対応の水洗トイレがある。

⑤ Wi-Fi環境を整備中。